

蹉跎校区コミュニティ協議会 会則

第 1 条 (目 的)

本会は、構成員相互の連携をはかることにより、校区における住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉の増進を図り、住みよい街づくりを進める事を目的とする。

第 2 条 (名称及び所在地)

本会は、蹉跎校区コミュニティ協議会と称し、所在地を会長宅に置く。

第 3 条 (事 業)

本会は、第 1 条の目的を達成するため、校区における住民を対象として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関すること。
- (2) 地域の生活環境の整備及び改善などに関すること。
- (3) 文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動。
- (4) 防犯・交通対策の諸問題への広域的な取組みに関すること。
- (5) その他の地域コミュニティに関すること。

第 4 条 (構 成 員)

本会は、校区における自治会、町内会などの住民組織及び地域コミュニティ推進のために組織された各種団体をもって構成する。

第 5 条 (役 員)

本会は、下記の役員を置く。

- | | | |
|-------|------|-----|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副会長 | 1 名 |
| (3) | 書 記 | 1 名 |
| (4) | 会 計 | 1 名 |
| (5) | 幹 事 | 若干名 |
| (6) | 会計監査 | 2 名 |

第 6 条 (役員を選出)

本会の役員は、構成員の中から互選により選出する。
相談役を必要に応じて置くことができる。

第 7 条 (会長役員の任期)

本会の役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。(但し会長の任期は 4 年
限度とする)

第 8 条 (役員の仕事)

- (1) 会長は、本会を統括し、その代表となり会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事あるときはこれを代行する。
- (3) 書記は、会議などの記録を行い、庶務を担当する。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 幹事は、第 3 条の事業部会と会の運営に協力する。
- (6) 会計監査は、会計を監査する。

第 9 条 (運営委員会)

- 1、本会の運営委員会は、第 4 条に規定する構成委員で構成し、会長が招集する。
- 2、運営委員会は、構成委員の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。

- 3、運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4、運営委員会は、総会に代わり次の事項を議決する。
 - (1) 本会の運営に関する事。
 - (2) 事業の実施に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 会則の制定・改廃に関する事。
 - (5) 運営委員会は、第3条の事業を実施するため、必要に応じて下記の専門部会を設置することが出来る。
 - ① 総務部会 ② 会計 ③ 防犯部会・交通安全部会 ④ 福祉部会
 - ⑤ 広報部会 ⑥ 日赤部会 ⑦ 自主防災部会 ⑧ コミュニティスクール
 - ⑨ 元気づくり地域づくり

第10条 (構成員及び役員の義務)

- 1、構成員は、運営委員会で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない
- 2、役員は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう調整を図るとともに事務を迅速に処理しなければならない。

第11条 (経 費)

- 1、本会の活動にかかる経費は、分担金・寄付金・市助成金及びその他の収入を以って当てる。
- 2、分担金については、運営委員会で決定する。

第12条 (会 計 年 度)

- 1、本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 2、本会の収支は、全て予算に計上しなければならない。

第13条 (会 計 監 査)

本会の会計監査は、監査結果を運営委員会に報告しなければならない。

第14条 (慶 弔 費)

蹉跎校区コミュニティ協議会・連絡協議会(会長会)会員の該当する場合に適用する。

- (1) 会員の死亡の場合、金5,000円を贈り弔慰を表すものとする。
- (2) 会員の入院・手術、金5,000円を贈り見舞いを表すものとする。
- (3) 会員の慰労金について、2019年(R1年)の申し合わせ事項を参照とする。
尚、増額等については役員会に於いて決定する。

第15条 (その他)

この会則の解釈などに疑問が生じた場合は、運営委員会において改廃の決定を行う。

【付則】

- この会則は、平成3年2月24日から施行する。
- この会則改訂は、平成18年5月1日から施行する。
- この会則改訂は、平成19年5月1日から施行する。
- この会則改訂は、平成23年4月17日から施行する。
- この会則改訂は、平成24年4月28日から施行する。
- この会則改訂は、令和元年(2019年)5月1日から施行する。